

土木関係災害支援員派遣制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、土木関係災害支援員派遣制度実施要綱（平成29年10月31日施行。以下「要綱」という。）に基づき、和歌山県（以下「県」という。）が土木関係災害支援員（以下、「支援員」という。）を派遣し、市町村にある公共土木・農林業施設の応急対策や早期復旧に寄与するための体制及び対応方法を定めるものである。

(定義)

第2 この要領で使用する用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、要綱で使用する用語の例による。

(登録)

第3 要綱第5条の規定に基づき登録を行おうとする者は、別記第1号様式による登録申込書（新規）を和歌山県知事（以下、「知事」という。）に提出するものとする。ただし、既にわかやま技術支援人材バンクに登録している者については、別記第1-1号様式を用いるものとする。

2 知事は、前項の登録申込書を受理したときは、資格等を確認し、適格と判断される者を支援員として登録し、別記第2号様式により登録証を交付する。

3 知事は、登録者ごとに派遣する市町村を定めるものとする。

(変更の届出)

第4 要綱第7条の規定に基づき登録内容等の変更を行おうとする者は、別記第3号様式により登録申込書（変更）を知事に提出するものとする。

(登録の更新、取消し)

第5 要綱第8条の規定に基づき登録の更新又は取消を受けようとする者は、別記第3号様式により登録申込書（更新、取消）を知事に提出するものとする。

2 知事は、次の各号の一に該当するときは、登録を取消することができる。

(1) 登録者から登録取消の申込があったとき。

(2) 登録者との連絡が6か月以上取れないとき。

(派遣)

第6 要綱第10条の規定に基づく支援員の派遣は、別表第1に規定する派遣基準に基づき判断する。

2 前項に基づき本体制の適用が必要と判断される場合は、県は支援員の派遣の可否を市町村に照会するものとする。

3 市町村から派遣要請があった場合、県は登録者に派遣の可否を確認した上で、別記第4号様式により登録者に、また、別記5号様式により派遣市町村に通知するものとする。なお、緊急を要する場合は、電話、口頭等でも対応可能とし、その後速やかに様式を送付するものとする。

4 本制度による支援員の派遣期間は7日程度とする。また、支援員の活動時間は、派遣された市町村の通常勤務時間内とする。ただし、活動の内容により、これにより難しい場合は、県、支援員、市町村が協議の上定める。

5 派遣された支援員は、要綱第3条に規定する活動で収集した情報を、電話、FAX等にて県に報告するものとする。また、その成果を別記第6号様式により記録し、県に提出するものとする。

6 要綱第3条に規定する活動が完了したときは、市町村は別記第7号様式により県に報告するものとする。

(登録情報の管理、公開)

第7 登録者情報の管理については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)に基づき取り扱うものとし、派遣対象となる市町村からの問い合わせ以外には公開しない。

(守秘義務)

第8 支援員は支援活動を通じて知り得た事項を本制度の目的以外に使用せず、また第三者に開示・漏洩してはならない。支援員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9 本制度の事務局は、県土整備部県土整備政策局検査・技術支援課に置く。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は別に定める。

別表第1

対象となる災害	派遣基準
地震・津波災害	①県内で震度5以上の地震が発生し、甚大な被害が確認された場合 ②県内で津波による甚大な被害が確認された場合 ③その他知事が必要と認める場合
風水害	①県内へ台風が接近または上陸し、甚大な被害が確認された場合 ②県内で甚大な浸水被害が確認された場合 ③その他知事が必要と認める場合
大規模土砂災害	①県内で同時多発的な土砂災害が確認された場合 ②その他知事が必要と認める場合
その他の災害	①県内で大規模かつ社会的な影響が甚大と考えられる災害で、知事が必要と認める場合

附 則

この要領は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。